

# 時事新報

第千五百六十號  
明治二十年四月十二日 火曜日  
丁未三月十九日  
日出版五時三十分  
月出版六時三十分  
年出版八時三十分  
西曆一千八百八十七年

## 時事新報

### 獻金の本意

今度海防費の獻納は日本國民の分としてかぞゑるべきも、家も猶ほ多しに拘らず上納すること本意なきも、抑も幕府時代より日本人の心に染み込めたる久しき習ひにて獻金と云へば名こそ獻金され其質は無理往々に金を取るものと、思ふ輩もある可きか、是れも是れは大方の心得違ひにして今の日本はむかしの日本にあらず文明開化自由自在の政事にして、いづれ人民の心も亦其金を無理に政府を取立るべきの事ある可きや、聞くも思ひ話さずあれ政府の趣意は唯國民が此日本國を大切に思ふ心の深きを任せて其深切のまに、多少の金を獻上するも餘の義にあらざる此獻金だけは受取る可しと申すまでのことなり、尙ほその上も政府の注意の深きは斯く獻金を許される上も若も人民が熱心の餘り自ら力を計らずして金を出さ其跡に却て難詰するものとあらんか、夫是れに心配せらば先づ中以下の者共は斷念するやうにして、干聞以下は聞けられぬ内規のよし左れば今度の獻金をこそ眞實に人民心任せの獻金とて東京は勿論各地方に至るまで政府の筋より之を強いることは夢にもなきことなり、假令或は其筋より説諭すればとて其説諭は唯今の日に當りて海防の大切なる次第を述べ隨て有難がる人は獻金も然る可し政府は之を拒まずして却て賞賛することならん、其大體の旨を示すまでのことなれば人民の方に於ても能く、其旨を解して誤ることなく家計に餘りある者は國の爲り又隨て自分の家の爲めと思ふて多少に奮發すること我輩の固より賛成する所なきも、本來自分の心にも思はず又其内實に力量なき者が世間の附合同様無理なる金を出して窮に不平を唱ふるなどは以ての外、事なり人々の家の貧富は他人の目に分るものにはならず富貴大家の如く見へて内實の苦まざるのあり内實は有窮あても表向きの質素なるものあり又或は相應の身代にても家族の有様、商賈の都合等に由りて金を出さざる困るものあり何れも主人ひとりの方寸の中よ知る所にして他人より彼れはと論ず可きまことに知らざれば唯主人の心に任せて如何様にも決断す可きのみ故に今度の獻納は平生世間に評判なき人より大金を出す者もあらん或は多年富貴の名高き人にて存外出金の少なきことばらん我輩は固より大奮發させる人々を譽め、止まずと雖も左ればとて家の内實の都合次第にて出金少なき者を賤まむの意なき假令或は全く獻金せざるも少しも各可き筋のものにあらざるより云へば大惡事を爲さざるものは固より之を惡し罵りて止まずと雖も左ればとて他に惡し働かざる者あるを見て特に之を譽む可きにはあらざるが如し此道理を考へずして世間好事の人が妄に他人の家の私と評し、離れ彼の獻納は分に過ぎたりと云ひ又は分に足らずと云ふが如きは今度の事の眞面目にあらざるなら陰にも陽にも勸めせざる勸められぬ、眞實正銘本心の本心より出たるものを明治年間の獻金にして舊幕府時代に異かる由縁なりと知る可し

### 海防費に付て一言

海防費下賜の聖詔一度以下りてより近來續々獻納出願者の多き實に盛なる事にして流石に我日本國民は純良なる平日は何り不平がまじきものと申す輩にても斯る大事に當りては誰れ彼れとなく申合せたるが如くに各々私財を捐て、愛をむなしと吾々、此誠心せるのみならず亦諸外國を對して我日本人民が愛國心に富むの實を示すに足る可き昨今のこの勢は、是れは全國の獻金は幾百萬圓に達す可きや必す吾々、此豫期したるものより多かる可きは又疑はざる所なり然りと雖も、顧みて愛に海防事業の實際を見れば其金を要すること實に際限ある可らず僅に一般の鐵艦一座は六砲にても日本國は財政より見れば容易なる金額にあらざるんや其軍艦より大砲なり又砲臺なり西洋の軍略戦法の進歩と共に年々に改良を隨て改れば又隨て新工風を要し恰も事物は流行に等しくして其流行は徒はされば軍國は用と爲さず之に従はんとすれば無限の資金を要す此時に當りて國民の海防獻納假令吾々の望外に出るものと雖も未だ以て満足す可らざるなり就てい過般貴社新報の論説も唯節減あるのみの一編と見て聊か所感なきを得ず但し今日政府の大改革を申すも所謂言ふ可くして行ふ可くざる空論をば姑く後日の沙汰に差置預吾々、今日下の若手に先づ元老院より始ては如何と思付たる其次第は從來元老院に國の重要事件を議するの大切なるものならん之が爲先らんか、政事を潤飾して其施行を滑にたるとの効もあらんか、俗に所謂春に腹は易へられぬ意味にて方今我日本國に元老院と名くる官衙が廢るとも差向き軍國の急を缺くことなる可ければ先づこれを廢し是れを以て其院費に充てたるもの、海防費に轉用する方得策なる可しと吾々の竊に信する所なり元老院の費用一年三十萬圓に近し故に毎年よの三十萬圓を海防に用るか或は一時代に資本を要することばらば三百萬圓に内外債を起して之を集め其償却法は五分利付にまで年十五萬の利子と拂ひ残り十五萬圓とば元金の償還に當れば毎年利落の勘定にて十幾年の間元利共に皆償たる可し僅に一局の元老院を廢てても三百萬圓金を得ると易し若し政府が之を試みて滑に行はれたらば尙や其外にも追々廢して差支なきを見出すことあらん或は教育勸業等の政事に付ても随分止めて止む可きもの多かる可し外には人民が意を熱めて獻納を勸発内には政府が必し冷にして政費を省き内外相應して海防の事に従ふたらば或は聖意の萬分に報し奉ることあらんか身不肖ながら敢て一言時事新報に呈して記者足下の高評を乞ふ 芝 一 醫生

### 官報

○警察令第五號  
火葬場取締規則左ノ通相定メ明治二十年四月十五日ヨリ施行シ明治十三年(九月)甲第三十五號布達火葬場取締規則ハ本則施行當日ヨリ廢止ス但從來ノ火葬場ニ限リ其場所構造方本則ニ抵觸スルモ來ル十二月三十一日迄開場スルヲ得  
明治二十年四月十一日 警視總監三嶋通庸 火葬場取締規則

第一條 火葬場ハ市街外ニ於テ八箇所以内ニ限リトス  
第二條 火葬場ハ新設若クハ改造セシムル者ハ其ノ願書ニ建築改造トモ其ノ落成期日ヲ記載シ場所(借地ナレハ地主連署)及ヒ構造ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經テ警察廳ニ提出シ免許ヲ受クヘシ但落成ノ上警察廳ノ検査ヲ受ケサレハ開業スルコトヲ得ス、火葬場ヲ讓渡サントスル者ハ讓受人連署ノ書面ヲ以テ所轄警察署ヲ經テ警察廳ニ提出免許ヲ受クヘシ、第三條 火葬場ハ其落成期日ヲ屆書ニ記載ス可シ、第四條 正當ノ事故ナクシテ休業シ又ハ建築改造落成期日ヲ選定スルモノハ免許ヲ取消スコトアル可シ、第五條 廢業セシムル者ハ其三日以前ニ又ハ轉居改氏名ヲ爲シタル者ハ其轉居所轄警察署ヲ經テ警察廳ニ届出ツ可シ、第六條 第二條第五條ノ願書書ハ本人居住地並場所所轄ノ區長又ハ戶長ノ與印ヲ受ケヘシ但轉居改氏名ニ係ルハ場所所轄區長ノ與印ヲ受ケヘシ、第七條 火葬場ノ位置構造等ハ左項ニ從フ可シ  
一 火葬場ノ位置ハ人家及ヒ人民輻湊ノ地ヲ距ル百二十間以上ナルヘシ、二 火葬場ノ周圍ハ塙垣又ハ樹木等ヲ以テ境界ヲ爲スヘシ、三 火葬場内ニ火葬室ヲ設ケテ其遺體ヲ消毒スル設備ヲ設ケヘシ、四 火葬室ハ煉化機ヲ以テ同時ニ二十五體以上ヲ燒ケルニ足ルベシ構造ヲナシ高サ六十尺以上ノ煙筒ヲ付シ燒煙ノ裝置ヲ爲スヘシ、五 排煙機ヲ設ケテ同時ニ四十五體以上ノ煙筒ヲ付シ燒煙ノ裝置ヲ爲スヘシ、六 排煙機ノ煙筒ヲ付シ燒煙ノ裝置ヲ爲スヘシ、七 煙筒ハ火葬室ノ煙筒ニ接續シシムルモ妨ナシ、六消毒所ハ浴室蒸氣室ノ二區分ニシテ  
第八條 火葬料ハ相當ノ額ヲ定メ豫メ警察廳ニ認可ヲ受クヘシ其増減ヲ要スルコトキ亦同シ、第九條 火葬料ハ月日時ヲ記入シ署名捺印シ之ヲ返付ス可シ、第十條 火葬場ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ火葬料ノ納入者ノ姓名及ヒ火葬ノ年月日時ヲ登記ス可シ、第十一條 火葬ノ時間ハ日没ヨリ出迄ヲ限リトス但臨時警察廳ヨリ指定スルトキハ此限リヲアラス、第十二條 死屍ハ丁室ニ取扱ヒ且衣服ヲ脱却スル等ノ事ヲ爲ス可ラス、第十三條 埋葬證書ヲ所持シ又ハ之ヲ所持スルモ死後二十四時間ヲ經過セザル者ハ火葬セシムヘカ、第十四條 傳染病ニ限リ臨時警察廳ヨリ指定ヲ得テ其死亡ノ時間ヲ伸縮スルコトアルベシ、第十五條 正當ノ事故ナクシテ火葬料ヲ拒絶シ又ハ定料ノ外別ニ金銭ヲ請求スルコトヲ得ス、第十六條 火葬室煙筒其他場内ノ總テ不潔ナキ様常ニ掃除ヲ爲ス可シ、第十七條 本則第二條第一項第八條第十條第十一條第十二條第十四條第十五條第十六條第十七條第十八條第十九條第二十條第二十一條第二十二條第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條第三十條第三十一條第三十二條第三十三條第三十四條第三十五條第三十六條第三十七條第三十八條第三十九條第四十條第四十一條第四十二條第四十三條第四十四條第四十五條第四十六條第四十七條第四十八條第四十九條第五十條第五十一條第五十二條第五十三條第五十四條第五十五條第五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條第六十四條第六十五條第六十六條第六十七條第六十八條第六十九條第七十條第七十一條第七十二條第七十三條第七十四條第七十五條第七十六條第七十七條第七十八條第七十九條第八十條第八十一條第八十二條第八十三條第八十四條第八十五條第八十六條第八十七條第八十八條第八十九條第九十條第九十一條第九十二條第九十三條第九十四條第九十五條第九十六條第九十七條第九十八條第九十九條第一百條

○再會奇、新聞紙、其、去る三月旬旬の事なり在清國上海の某氏より書々本社に寄せて曰く當地米租界の某街に本名ワカの名ヲチャレーと呼べる一少女あり元、日本國の出られ十餘年來支那の支那婦人に母母親戚の所在さへ無けざり女子の便りを求め父情實に以て憫然のふも更なり父母の因てこゝ親しめる事實と併せ君幸ひに左の事實認めらるゝれば宛とて御一報を参考にするべきれを同月五日紙に其月十六日木逸次郎と名乗る面會して事次第女の伯父あるが此を發見し如何の尋ね居る姪女の起て仔細と實さ種は時事新報に載致すべしと懇ろを就ては尙不疑ひの方以御會下さききの姪女あるに相違ひ在らざるべしとらば第一お當方のと突合せたく先つより同人が語り出今を距る廿四五年とする江中三五郎と稱樹郡上丸子村某より今の三五郎に似て、今ハ横濱に移り去り、橋に近傍に家屋を借居り、女房サマも人の借居り、其日を送りぬ、其の仕事に勵みを出、其の始末にて辛くも、角にて仕立屋を業、(丑五郎とは入懸れども中々の悪漢に連れ行き、二人生を、なるべしと内々目、大坂船來棧造品、午前九時今井書、會議等、其、文等を期したる者

○再會奇、新聞紙、其、去る三月旬旬の事なり在清國上海の某氏より書々本社に寄せて曰く當地米租界の某街に本名ワカの名ヲチャレーと呼べる一少女あり元、日本國の出られ十餘年來支那の支那婦人に母母親戚の所在さへ無けざり女子の便りを求め父情實に以て憫然のふも更なり父母の因てこゝ親しめる事實と併せ君幸ひに左の事實認めらるゝれば宛とて御一報を参考にするべきれを同月五日紙に其月十六日木逸次郎と名乗る面會して事次第女の伯父あるが此を發見し如何の尋ね居る姪女の起て仔細と實さ種は時事新報に載致すべしと懇ろを就ては尙不疑ひの方以御會下さききの姪女あるに相違ひ在らざるべしとらば第一お當方のと突合せたく先つより同人が語り出今を距る廿四五年とする江中三五郎と稱樹郡上丸子村某より今の三五郎に似て、今ハ横濱に移り去り、橋に近傍に家屋を借居り、女房サマも人の借居り、其日を送りぬ、其の仕事に勵みを出、其の始末にて辛くも、角にて仕立屋を業、(丑五郎とは入懸れども中々の悪漢に連れ行き、二人生を、なるべしと内々目、大坂船來棧造品、午前九時今井書、會議等、其、文等を期したる者